

亀山市告示第46号

次の道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

平成29年3月27日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21527
- 3 路線名 羽若14号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 羽若町字松本646番1地先
 - (2) 終点 羽若町字西野852番1地先
- 5 供用開始の期日 平成29年3月27日

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21528
- 3 路線名 羽若15号線
- 4 供用開始の区間
 - (1) 起点 羽若町字西野853番3地先
 - (2) 終点 羽若町字西野852番1地先
- 5 供用開始の期日 平成29年3月27日